

# 退職所得に係る住民税額の算出方法が変わりました

平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る市・道民税は、10%の税額控除が廃止されます。

また、勤続年数5年以下の会社役員等の退職手当に係る2分の1課税が廃止されます。

(注)平成24年12月31日までに支払われる退職所得に係る市・道民税は、改正前の算出方法によります。

## <税額の計算方法>

### 1. 課税標準となる退職所得金額の求め方

○一般の退職所得者

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} = (\boxed{\text{退職手当等の支給額}} - \boxed{\text{※退職所得控除額}}) \times 1/2$$

○勤続年数5年以下の会社役員等

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} = \boxed{\text{退職手当等の支給額}} - \boxed{\text{※退職所得控除額}}$$

(1,000円未満切捨)

(注)2分の1を乗じる措置が廃止

※退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

イ. 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げます。

ロ. 障害者となったことにより退職した場合は、上記控除額に100万円を加算します。

### 2. 退職所得に係る市・道民税額の求め方

・市民税

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\text{税率(6%)}}$$

(100円未満切捨)

(注)10%の税額控除が廃止

・道民税

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\text{税率(4%)}}$$

(100円未満切捨)

(注)10%の税額控除が廃止

### 3. 設例

勤続年数25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合の税額の求め方

#### 1 退職所得控除額の計算

$$700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) + 8,000,000\text{円} = \underline{11,500,000\text{円}}$$

#### 2 退職所得の金額

$$(14,223,632\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times 1/2 = \underline{1,361,000\text{円}} \text{ (1,000円未満切捨)}$$

#### 3 退職所得に係る市・道民税額

市民税  $1,361,000\text{円} \times 6\% = 81,660\text{円}$  **81,600円** (100円未満切捨)

道民税  $1,361,000\text{円} \times 4\% = 54,440\text{円}$  **54,400円** (100円未満切捨)

問い合わせ先 根室市役所総務部税務課課税担当

TEL0153-23-6111(内線2152、2153)